



団体交渉開催決定！！

申4号再三繰り返される「労働時間の改ざんによる賃金未払い」の是正を求める申し入れ

6月3日（火） 13:00～

申4号申し入れ項目

1. 吉田駅で併結作業を行った社員に対し、新潟支社が失念していた作業時間を時間外労働として精算すること。
2. 労働時間改ざんによる賃金未払いが発生した事実を全社員に周知すること。
3. 労働時間改ざんによる賃金未払いの再発防止策を明らかにすること。

賃金未払いはコンプライアンス違反だ！